

✦ 従業員の個人住民税の特別徴収をされていない事業主の方へ

特別徴収への切り替えのご案内

福岡県と県内市町村では、地方税法の規定に基づき、県内の事業所に対して個人住民税の特別徴収を推進する取組を行っています。

まだ、特別徴収義務者になられていない事業所については、早急に特別徴収に切り替えられますようお願いいたします。

○ 個人住民税の「特別徴収制度」とは・・・

これは給与支払者（事業主）が、所得税の源泉徴収と同じように、住民税の納税義務者である給与所得者（従業員）に代わって、毎月、従業員に支払う給与から住民税（市町村民税+県民税）を天引きして従業員の居住する市町村に納入していただく制度です。

※ 天引きしていただく毎月の住民税額は、市町村がお知らせします。

🔪 地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として全て特別徴収義務者として住民税を徴収し納入していただくことになっています。

★特別徴収の仕方

- ・毎年5月に、従業員の住所地の市町村から特別徴収義務者（事業主）あてに「特別徴収税額決定通知書」が送られてきます。
- ・この通知書に記載された従業員の住所地の市町村に納入してください。

★特別徴収のメリット

- ・従業員にとっては、月ごとの給与天引き（年間12回）のため、金額的な負担も軽くなり（普通徴収の場合、年4回自ら納付する。）、払い忘れがなくなります。

💡 詳しくは、下記の各市町の個人住民税担当係にお問い合わせください。

飯塚市役所 課税課 市民税係 0948-22-5500（内線246・247）

嘉麻市役所 税務課 市民税係 0948-62-5662

桂川町役場 税務課 税務係 0948-65-1076



飯塚市・嘉麻市・桂川町
嘉飯地区税務連絡協議会